

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月25日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 28 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給ポンプ(A)において、グランドリークが認められたため、当該ポンプのグランド部を補修。	D	
2	1号機	燃料取替機制御盤において、計算機故障の警報が発生したため、原因を調査後、対応検討。	D	
3	1号機	プロセス計算機において、計算機故障の警報が発生し、CPU#2が停止したため、原因調査後、対応検討。(CPU#1が正常であるため運転に支障なし)	D	
4	2号機	計装用圧縮空気系除湿装置の切替(A B)時、工程進行不良の警報が発生したため、原因を調査。(切替は正常)	D	
5	3号機	計装用空気圧縮機(B)点検時、吐出弁取付ボルト(3本)に腐食が認められたため、当該ボルトを交換。	D	
6	3号機	電気油圧式制御装置高圧油ポンプ出口ストレーナ差圧スイッチ点検時、配線コネクタ内部の絶縁材にヒビが認められたため、当該コネクタを交換。	D	
7	3号機	加熱蒸気系原子炉建屋供給ライン温度制御弁点検時、動作不良(20%以下に閉まらない)が認められたため、当該弁を修理。	D	
8	3号機	格納容器内電気品点検時、高圧炉心スプレイ系リークオフライン止め弁の端子ボックス取付部に破損が認められたため、当該端子ボックスを修理。	D	
9	3号機	制御棒駆動機構水圧制御ユニット点検時、方向制御弁(121弁)にシートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	
10	3号機	主蒸気止め弁(#1)浸透探傷検査時、主弁回り止めピンの外周面及び端面に線状指示模様が認められたため、対応検討。	D	
11	3号機	主復水器連続洗浄装置(B1)ブースターポンプ用電動機点検時、本体下部側放熱板の一部に破損が認められたため、対応検討。	D	
12	3号機	低圧蒸気タービン(B)ノズルダイヤフラム浸透探傷検査時、旋回防止板の溶接部に線状指示模様が認められたため、対応検討。	D	
13	3号機	復水脱塩装置復水脱塩塔復水出口ラインの配管フランジ点検時、取付ボルト(8本)にカジリが認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
14	3号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給配管点検時、配管内面ライニングに剥離が認められたため、当該配管を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	原子炉圧力容器計装ノズル配管取り合い部放射線透過検査時、溶接部に指示模様(溶着不良)が認められたため、対応検討。	D	
16	3号機	低圧蒸気タービン(B)内部車室浸透探傷検査時、上半部に円形状及び線状指示模様が認められたため、対応検討。	D	
17	3号機	低圧蒸気タービン(B)内部車室点検時、上半部の部品(レジリング、リップ)に浸食及び欠損が認められたため、対応検討。	D	
18	3号機	低圧蒸気タービン(B)ノズルダイヤフラム点検時、部品(ラジアルストリップ)押さえコマ締付ビス(32本中8本)の頭部に浸食が認められたため、対応検討。	D	
19	3号機	所内電源設備(MCC 3D-1-4)点検時、母線接地装置用押しボタンスイッチのボタン部に破損(1個)が認められたため、当該スイッチを交換。	D	
20	3号機	低圧蒸気タービン(C)ノズルダイヤフラム点検時、部品(ラジアルストリップ)押さえコマ締付ビス(32本中4本)の頭部に浸食が認められたため、対応検討。	D	
21	3号機	低圧蒸気タービン(B)内部車室点検時、上半部の部品(ヒートパッフル)止め金具に浸食が認められたため、対応検討。	D	
22	3号機	低圧蒸気タービン(B)ノズルダイヤフラム点検時、部品(シールキー)止めビスの頭部に浸食が認められたため、対応検討。	D	
23	3号機	所内電源設備(MCC 3A-2-4)点検時、母線接地装置用押しボタンスイッチのボタン部に破損(2個)が認められたため、当該スイッチを交換。	D	
24	3号機	所内電源設備(P/C 3D-1)点検時、予備しゃ断器の故障リセットスイッチに接触不良が認められたため、当該スイッチを交換。	D	
25	3号機	原子炉系給水ライン外側止め弁(B)点検時、フレキシブル電線管コネクタに破損が認められたため、当該コネクタを交換。	D	
26	3号機	主復水器連続洗浄装置(B2, C1)ボール回収器点検時、内面ライニングに摩耗が認められたため、当該部補修。	D	
27	3号機	主復水器連続洗浄装置(A1~C2)ボール回収器点検時、Oリングサポートに腐食が認められたため、Oリングサポート交換。	D	
28	1.2号廃棄物処理設備	濃縮洗濯廃液給液ポンプ点検時、吸い込み配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検清掃。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802